

中国公民の基本的権利・義務

——中国憲法史上の論点を中心に——

西村 幸次郎

- 一、公民の権利・義務の現行体系
- 二、憲法の章別構成と公民の権利・義務の基本原則
- 三、公民の基本的権利
- 四、公民の基本的義務
- 五、公民の権利・義務規定の実効性―むすびにかえて―

一、公民の権利・義務の現行体系

中国では、これまで一九五四年、一九七五年、一九七八年、一九八二年の四回にわたって、憲法が制定されている。⁽¹⁾

「公民の基本的権利・義務」の章について、その構成を現行の八二年憲法からみるならば、次の通りである。⁽¹⁾

- 1 権利・義務の平等性（三三一条一項）

中国公民の基本的権利・義務

2 権利・義務の不可分性（三三条二項、五一条）

3 基本的権利

a 政治的権利・自由

(i) 選挙権・被選挙権（三四条）

(ii) 言論・出版・集会・結社・行進・示威の自由（三五条）

(iii) 上申・告訴・告発の権利（四一条）

b 信教の自由（三六条）

c 人身の自由（三七条）、人格の尊厳（三八条）、住居の不可侵（三九条）

d 通信の自由（四〇条）

e 社会経済的権利

(i) 労働権（四二条）

(ii) 休息権（四三条）、定年制（四四条）

(iii) 物質的援助を受ける権利（四五条）

f 文化教育の権利

(i) 教育を受ける権利（四六条）

(ii) 科学研究、文学・芸術創作およびその他の文化活動を行なう自由（四七条）

- g 婦人と児童の権利・利益の保護(四八～九条)
- h 華僑・華僑家族の権利・利益の保護(五〇条)
- i 「管理の権利」(二条、一六条、一七条、一一一条)
- j. 個人的所有権(二三条)

4 基本的義務

- a 計画出産、扶養・扶助の義務(四九条)
- b 国家の統一・全国各民族の団結を守る義務(五二条)
- c 憲法・法律の遵守、国家の秘密の擁護、公共財産の愛護、労働規律の遵守、公共秩序の遵守、社会道德の尊重(五三条)
- d 祖国の安全・荣誉・利益の擁護(五四条)
- e 祖国の防衛、兵役(五五条)
- f 納税(五六条)
- g 労働(四二条)、教育(四六条)

以上の公民の権利・義務の構成には、種々の「運動」「政策」「路線」などの対抗の中での修正・補充・削除・復活といった激しい歴史的経緯が存在している。これには、言うまでもなく中国社会の構造的性質が関連している。そこで本稿では、現行憲法に焦点をあてつつも、中国憲法史上における公民の権利・義務規定の論点を考察してみたいと

思う。その場合、必要な範囲において、革命根拠地・解放区の憲法・施政綱領、人民政協共同綱領（一九四九年）に言及するであろう。なお、公民とは、中華人民共和国の国籍を有するものである（八二年憲法三三三条一項）。

二、憲法の章別構成と公民の権利・義務の基本原則

(一) 章別構成

五四年、七五年、七八年の三憲法は、「前文」、「第一章 総綱」、「第二章 国家機構」、「第三章 公民の基本的権利・義務」、「第四章 国旗・国章・首都」の、いわば伝統的な構成をとっている。それに対して、八二年憲法は、第二章と第三章を入れ替え、「公民の基本的権利・義務」を「国家機構」の前に置いている。その理由として、(1)憲法が国家生活における公民の地位を体现し、公民の民主的権利を保障するものであること、(2)世界的趨勢であって大多数の国家の憲法が「権利・義務」規定を前置している、の二点が強調されている。(2)前者の理由に関連することであるが、五四年一九ヶ条（八五～一〇三条）、七五年四ヶ条（二六～二九条）、七八年一六ヶ条（四四～五九条）であるのに対して、八二年は二四ヶ条（三三～五六条）に増加しており、とくに権利の広汎性が顕著である。後者について社会主義国の憲法をみると、従来の中国憲法、ハンガリー憲法、ポーランド憲法、モンゴル憲法のみが、「国家機構」を前置している。

(二) 権利・義務の平等性

五四年憲法の「公民は、法律上すべて平等である」（原文は「公民在法律上一律平等」）（八五条）は、七五年、七

八年兩憲法では削除されたが、八二年憲法では「公民は、法の前にすべて平等である」(原文は「公民在法律面前一律平等」)(三三条)と規定し、五四年の条文を若干修正しながら復活している。若干の修正とは、「法律上」から「法律面前」へのそれである。この改正の主な理由として、「法律上」では、法律の運用上だけでなく、立法上も平等であると誤解されやすく、これを是正することが強調されている。⁽³⁾つまり、法はひとにぎりの階級敵である、売国的革命的活動を鎮圧するものであり、このことは公民が立法上はすべて平等でないということである。そして、この原則の内容は、①公民が憲法と法律の規定する権利および義務を平等に享有もしくは履行すること、②公民にとって法律適用上すべて平等であれば法律の前でいかなる特権も許されなくなる、の二点として確認されている。⁽⁴⁾

類似の表現として、「法律の前に誰れもが平等である」(原文は「法律面前人人平等」、五期全人代二回会議の文件他)、「公民は法律の適用においてすべて平等である」(原文は「公民在適用法律上一律平等」、人民検察院組織法五条、人民検察院組織法八条、刑事訴訟法四条)、「人民は自らの法律の前で誰れもが平等である」(原文は「人民在自己的法律面前人人平等」、十一期三中全会公報)等がある。

これらの中で次の二つに注意しておきたい。第一に「法律面前人人平等」が司法原則としてもっとも適切であるとする論者は、「公民在法律面前一律平等」では中国に居住する外国人および政治的権利を剝奪された人を排除することになると主張する。現行憲法は、前述のように、立法上の平等を採用しないことでこの考え方を否定している。第二に、「人民在自己的法律面前人人平等」については、立法、司法、執法、守法の諸側面をふくむものであり、憲法もしくは法律の条文としてではなく、一つのスローガンとして、人民が自ら制定する法律を自覺的に遵守し、厳格に

執行することを求めるものであり、これを採用すれば、「人民」と「公民」の概念上の混乱を招来するとして退けられた。⁽⁵⁾

(三) 権利・義務の不可分性

公民の権利・義務の不可分性・一致性についての条文は、従来⁽⁶⁾の三つの憲法には存在しない。この点、八二年憲法は「いかなる公民も、憲法および法律の定める権利を享有し、また憲法および法律の定める義務を履行しなければならない」(三三条二項)とし、さらに、公民に対して、自己の権利の擁護とともに、国家、社会、集団の利益の擁護、他人の合法的自由・権利の擁護を求めている(五一条)。

権利・義務の一致性を明示する条文としては、労働の権利・義務および教育を受ける権利・義務がある。この両者は、従来は権利としてのみ規定されている(五四年九一条、七五年二七条、七八年四八条参照)。八二年憲法は、きわめて具体的かつ詳細に規定する。つまり、労働については「公民は、労働の権利および義務を有する。……労働は、労働能力をもつすべての公民の光栄ある責務である。国营企業と都市・農村の集団経済組織の勤労者は、国家の主人公としての態度をもって自己の労働に取りくまなければならない……」(四二条)とし、また、教育については、「公民は、教育を受ける権利および義務を有する。……」(四六条)とする。両条文の中で「……」の部分には、国家側の労働・教育政策が盛り込まれており、体裁上疑問を残すところであり、「総綱」部分に回すべきものと考えられる。いずれにしても、労働と教育に関する「権利∥義務」規定は、労働者の生産の積極性、科学文化水準の向上、高度の社会主義的な物質文明および精神文明の建設と結びつけられている。⁽⁶⁾

三、公民の基本的権利

公民の基本的権利については、ストライキの自由、「四大」を運用する権利、人格の尊厳、居住・移転の自由、労働権、「管理の権利」、個人的所有権の七つに注目し、それらの論点を明らかにしたい。

(一) ストライキ（罷業）の自由

ストライキの自由は、七五年憲法二八条に、政治的自由として、言論・通信・出版・集会・結社・行進・示威の自由とともに規定された。その際に、ストライキの自由をもちこむことに反対する意見もあつたようである。それは、「プロレタリア階級独裁の社会主義制度のもとでは、国の利益と人民の利益が根本的に一致しているからには、なぜ新憲法は、公民は罷業の自由をもつと規定しなければならないのか⁽⁷⁾」というものである。これに対して肯定論者は、「われわれは、修正主義者が指導を横取りするのを防止し、資本主義の復活を防止しなければならない。もしそのような状態がおきれば、われわれは党の指導のもとに、罷業をふくむすべての闘争形態をとつて、修正主義者に横取りされた権力をふたたび奪いかえすことができる⁽⁸⁾」とする。このように、ストライキの自由は当初は官僚主義や残存する資本主義との闘争および修正主義反対防止のための人民の有力な武器とされ、社会主義憲法史上における創舉であるとさえ言われた⁽⁹⁾。日本では、浅井敦教授によって、「修正主義にたいする人民の抵抗権」として積極的な評価がなされた⁽¹⁰⁾。

この規定は、その後七八年憲法四五条にひきつがれるのであるが、筆者は、次の二つの理由からこれに疑問を抱い

ていた。その一つは、積極的に評価すべき経験がある場合に、それを憲法・法律に定着させるといふ中国の立法路線からみて、そうした経験が乏しいことである。⁽¹¹⁾ もう一つは、他の条文、つまり、社会主義公共財産の不可侵、社会主義経済と公共利益の破壊の禁止(七五年八条)、公共財産の不可侵、社会経済秩序の攪乱、国家計画経済の破壊、国家と集団の財産の横領と浪費、公共利益の侵害の禁止(七八年八条)、公共財産の愛護、労働規律の遵守(七八年五七条)との関連でみた場合に、きわめて制約されたものであるということである。

その後、八二年憲法の制定においては、ストライキの自由を積極的に評価する主張や発言がみられた。鐘岱氏によれば、ストライキの自由は公民が官僚主義・独裁主義に反対する最後の憲法上の武器であり、ストライキ法を制定してストライキの範囲、手続きおよびその他の条件について明確に具体的要求を提起し、それによって公民の正当な権利を保護するとともに、社会に混乱を引き起こさないようにすべきであるとする。⁽¹²⁾ また、筆者が一九八一年秋の「日中人文社会科学交流協会第二次学術交流訪中団」に参加し、上海法学研究所において、「ストライキの自由」を問題にしたときに、斉乃寛氏は、安定团结・現代化に合わないとする意見と官僚主義反対に有利であるとする意見があるが、個人としては保留してもわるいところはない、と説明していた。

⁽¹³⁾ しかし、否定論が支配的となり、例えば、王向明氏はもっとも詳細にその削除の理由を次の四点にわたって述べている。第一に、中国では民主生活が回復し、人民民主と社会主義法制が不断に強化される条件の下で、人民が国家机关と国家活動要員を監督・批判し、官僚主義を防止し反対する道および運用できる形態は多種多様であり、人民来信来訪、新聞によって暴露・批判すれば、ストライキの形態をとる必要がない。第二に、言論の自由、控告、檢舉、上

申権に関する規定は、公民が官僚主義と闘争するのを完全に保証する。第三に、中国の国家の性格からみて、ストライキの手段を運用するのは適當でない。政府は人民の政府であり、人民に奉仕するものであり、人民と政府はすべての国家機関の根本的利益と一致する。一般的に言えば、官僚主義は人民内部の矛盾に属する問題であり、団結―批判―団結の方式をとつてのみ解決できる。第四に、「文化大革命」において、授業・作業・生産の停止、「革命」がつくり出した、ひどい損失と危害は記憶に新しい。実践が人民大衆を教育しており、多くの人々は「四人組」打倒以来出現した安定団結の良い局面を非常に大切にしている。しっかり活動し、生産し、団結と安寧の秩序を維持し、政府の改善活動を援助することこそ、唯一の上策である。従つて、果断にストライキの自由を取り消したのは、民意に適い、人心を獲得する上に正しく重大な措置である。

また、胡繩氏（憲法改正委副秘書長）もほぼ同旨のことを述べ、社会主義社会ではストライキは国家にとつても労働者自身にとつても利益にならない、と結論づける。⁽¹⁴⁾

こうしたストライキの自由に対する評価は、人民が権力を掌握している国家においては、ストライキに訴えて生産や秩序を混乱させることは自分の頭を自分の手で打ちくだくようなもので認められない、とする伝統的な考え方に立ち戻ったことを意味している。そのことは、いくつかの有効な形態・方法の確立によつて、民衆の要求を絶えずスムーズに汲み上げ解決することを前提としなければならない。

(二) 「四大」を運用する権利

「四大」（大鳴、大放、大弁論、大字報）が、一つの全体として提起されたのは一九五七年の整風運動から反右派

闘争への転換の時とされる。毛沢東は、中共八期三中全会において、「ことしは、大衆が一種の革命形態、大衆闘争の形態を考へだした。大鳴、大放、大弁論、大字報というのがそれである。いま、われわれの革命は、その内容にまことに適した形式をさがしあてた。」と述べたが、この後に「四大」は大衆闘争の形態となり、幾度かの政治運動に使われた。そして、「四大」は、八全大会の「百家争鳴・百花齐放」(文芸上、学術上の各種の異なる形式・風格・流派・観点の自由競争・論争)および民主の発揚、各種の意見の発表の奨励、下から上への批判の奨励(整風運動の開始時期にいわれた)とは異なる意味をもつものとして、とくに「文化大革命」において猛威をふるったのである。¹⁵⁾

「文革憲法」といわれる七五年憲法は、「大いに見解をのべ、大胆に意見を發表し、大弁論をおこない、大字報をはることは、人民大衆が創造した社会主義革命の新しい形式である。国家は人民大衆がこの形式を運用することを保障し、集中もあれば民主もあり、規律もあれば自由もあり、意志の統一もあれば、個人の気持ちのがのびのびし、生きいきとして活発でもある、という政治的局面をつくり出して、国家に対する中国共産党の指導をうち固め、プロレタリア階級独裁をうち固めるのに役立たさせる」(一二三条)と規定して、「四大」にきわめて高い位置づけを与えている。

七八年憲法は、「公民は、言論・通信・出版・集会・結社・行進・示威・罷業の自由を有し、『大鳴、大放、大弁論、大字報』を運用する権利を有する」(四五条)として、七五年の規定を基本的に踏襲している。葉劍英・党副主席(当時)は「憲法改正についての報告」の中で「四大」について「ほかでもなく、プロレタリア階級の指導のもとでの大民主を保障するためである」¹⁷⁾としている。

しかし、七八年憲法の制定から約二年半後に開かれた、五期全人代三回会議(一九八〇年八月九月)において削除

された。ここでの「憲法第四五条を改正することに関する決議」は、削除の理由を「十二分に社会主義民主を发扬し、社会主義法制を健全化し、安定・団結の政治的局面を維持し、社会主義現代化の順調な進展を保障するため」と説明している。この会議には、一二期三中全会（一九七八年二月）および魏京生事件（判決は一九七九年一〇月）の二つの事柄がかかわって、「四大」をめぐる対抗状況が存在したのである。つまり、「四大」の評価について、(1)人民の民主的権利を保障するか、それとも妨害するか、(2)民主的空氣を发扬するか、それとも抑制するか、(3)社会主義事業に対して促進的作用を果たすか、それとも攪乱・破壊的作用を果たすか―の三点が争点になった。⁽¹⁸⁾

当時の、楊秀峰・全人代常委法制委員会副主任が全人代常委会一四回会議において述べる、次の諸点に「四大」の消極的・否定的作用が要約されている。⁽²⁰⁾つまり、(1)公民の当然もつべき正当な民主的権利の妨げとなる、(2)少数の悪者が機に乗じて悪事を働くのを法律的に保証することになる、(3)一部のものはそれを利用してさかんに派閥闘争を行ない、混乱をつくり出し、正常な活動秩序、生産秩序を破壊し、四つの現代化建設に不利である、(4)往々にして党和国家の重要な機密を漏らしやすい―の四点である。また、法制委員会の発言の中で、「四大」の取り消しが「民主運動の終息を宣言する」ものであると考える者は少数であったといわれる。

(三) 人格の尊厳

八二年憲法は、「公民の人格の尊厳は、侵されない。いかなる方法にせよ、公民を侮辱、誹謗し、誣告することは、これを禁止する」(三八条)と規定する。そもそも「人格」の語は、解放区時代はいくつかの施政綱領⁽²¹⁾にみられるが、新中国になってからは今回はじめて使用されたものである。

人格の尊嚴の不可侵は、公民の人身、健康、姓名、榮譽、肖像等が侮辱・誹謗されないことを意味するが、五四、七五、七八年の三憲法においてはこれを「人身の自由」によって一応はカバーしていた。人格の尊嚴を明記したことの背景には、それが「文化大革命」の一〇年の期間にいささかも保障されなかった、痛ましい歴史に対する反省がある。

陳雲生氏によれば、本条の意義は次の諸点にある。つまり、(1)安定團結の政治的局面を打ち固め、億万大衆の社会主義建設の積極性と創造性を發揮させる上に有利である、(2)高度の社会主義精神文明の建設に有利である、(3)社会主義法制建設の健全化・發展に有利である、(4)現在の世界各国の憲法の發展趨勢に合致し、人類の共通の經驗を反映する。⁽²²⁾

中国では前述のように「人格」の語はきわめて馴染の少ないものであり、「檔案袋」(身上調査書)の存在とどのようにかかわるのか。「檔案袋」の實際的機能と人格の尊嚴の關係は、今後議論さるべき問題であろう。

(四) 居住・移転の自由

居住・移転の自由は、解放区のいくつかの憲法・施政綱領⁽²⁴⁾、人民政協共同綱領五条、五四年憲法九〇条に規定されていた。⁽²⁵⁾

五四年憲法の制定時に出版されたテキストの中では、西南政法学院民法教研組編『我国公民的基本權利和義務』⁽²⁶⁾が居住・移転の自由について、もっとも詳細にコメントを加えている。ここでは、「すべての公民が、中華人民共和国の領域内において、一定の地点を選択して居住する權利、もしくはその他の地点に移転して居住する權利を有する」

とした上で、この自由のもつ問題性に立脚して、「一人一人の公民は、この自由・権利を正しく認識し行使すべき」ことを強調する。当時、地方政府が農村から都市へ移転・居住し就業しようとするのを制限する理由に、「社会全体の利益の考慮」を挙げている。そこには、次のような情況認識が働いている。つまり、「地方から都市に流入したいと思う人のほとんどは土地を分有する農業労働者であり、都市の生活にあこがれることによって盲目的に都市に流入し、都市の負担を増加し、農村の土地を荒廃させているが、このことは国家と人民のいづれにとっても不利である」。その後、中共中央・國務院「農村人口の盲目的流出を制止することに関する指示」（五七年二月）が出された。七五年、七八年兩憲法における居住・移転の自由の削除は、この状況の延長線上にあると考えられる。

八二年憲法においては、その草案の討論段階において、居住・移転の自由の復活しなかつた理由が明確にされている。例えば、柳嵐生氏は、(1)中国は現在人口のきわめて多い農業大国であり、絶大多數の人口が農村に居住している。(2)解放後都市の人口増加が急速であるのに、当面の中国工業の發展水準はそれほど高くなく、都市と農村の差異が存在している——と現状を把握した上で、公民の自由な移転を認めることの困難性として、「農村人口の都市への目的流入をもたらす可能性があり、以前からある都市の生産就業と生活施設は人口の激増に対応できないし、国家はいつきに多くの町市を建設できない」ことを指摘している。そして、都市人口の工業發展程度にともなう計画的増加、都市活動の必要・可能の条件にもとづく人口調節、人口戸籍の計画的な管理を力説している。⁽²⁷⁾

このように、中国の居住・移転の自由は、農村から都市への人口の流入をいかに抑制するかに重点があり、經濟建設、都市建設、人口問題などと深くかかわっているのである。一九五八年一月に制定された「戸口登記条例」は、新

しい状況への対応において、その積極的役割を期待されている。⁽²⁸⁾

(五) 労働権

労働権は各憲法（五四年九一条、七五年二七条、七八年四八条、八二年四二条）に規定されるが、八二年憲法の制定過程において、前述のストライキの自由、居住・移転の自由とともに、労働権をも憲法に書かない方がよいとする意見が出された。その理由として、実事求是におよそ憲法の規定するものはいずれも確実に実行できるものであり、一ときたりとも実施できないものは入れる必要がない、とする考え方に拠っている。⁽²⁹⁾労働権を規定することに対して、このように疑問の投げかけられる背景には、待業青年その他の失業問題がかかっているとと思われるが、結局のところ規定されることになったのは、「実行できないものについては規定できないが、予測でき実現しなければならず、また、実現しうるものについて規定すべきである」⁽³⁰⁾（張友漁氏）とする考え方を反映している。

しかしながら、七五年憲法九条、七八年一〇条に存在した、「働かざるもの食うべからず」の社会主義的労働原則が八二年憲法では削除されている（六条参照）。労働の義務によって代替されているようにも理解できるが、社会主義のもっとも基本的な原則を憲法上確認できないことは、きわめて深刻な問題性をはらんでおり、このことを重視する観点からは、公民の権利の基礎に労働権を位置づけることは簡単にはできないであろう。

(六) 「管理の権利」

七八年憲法は、「人民が主人公となるのを確実に保障する民主」⁽³¹⁾の中枢として、「国家は、社会主義の民主の原則を堅持し、人民が国家の管理、経済諸事業と文化諸事業の管理に参加し、国家機関と工作要員を監督するのを保障す

る」(一七条)と規定する。これは、「勤労者が国家を管理し、各種の企業を管理し、文化教育を管理する権利は、社会主義制度のもとにおける勤労者の最大の権利であり、もつとも根本的な権利であり、この権利がなければ、働く権利、教育をうける権利、休息する権利などはない」という毛沢東の考え方を憲法に規定したものとされる。こうした条文は、五四年憲法には存在しておらず、当時の憲法教科書において大衆路線の具体的形態の中で触れられるにとどまっていた。³³⁾

八二年憲法は、「人民は、法律の定めるところにより、各種の方途および形式を通じて、国家の事務を管理し、経済・文化事業を管理し、社会の事務を管理する」(二条三項)として、全権力の人民への帰属と同一の条文に引き上げるとともに、国营企業における経営管理の自主権(二六条)、集団経済組織における経営活動の自主権(一七条)、大衆的自治組織としての住民委員会、村民委員会(一一一条)を規定する。

日本では、七八年憲法の制定時に、福島正夫教授が「労働の権利を社会主義国人民の基本権の軸心におくよりも、人民の国家管理を主とすべきだとの考えを、長くもっていた私は、この言に深い感銘をうけた」と「管理の権利」にきわめて高い位置づけを与えている。

確かに、「管理の権利」の憲法体系上の位置、毛沢東発言との関係ではきわめて重要なものであるが、若干の不明確な要素がある。つまり第一にそもそも「権利」であるのか、第二に「権利」であるとした場合にその行使主体が「公民」ではなく「人民」になることに問題はないか、ということである。前述の労働権を基本権体系の基礎に置く³⁶⁾見解は、社会主義憲法全体について言えば有力であり、相当の説得力をもっているが、中国においてこれと異なる見

解が出される背景としては、理論的な検討の所産というよりもむしろ失業問題の存在などの實際状況の反映とみるべきではなからうか。ソビエト憲法（一九七七年）は、「ソ連邦の市民は、国家のおよび社会的事業の管理ならびに法律と全国的および地方的意義をもつ決定の審議および採択に参加する権利をもつ」（四八条）として「管理・参加の権利」に新たな位置づけを与えている。⁽³⁶⁾ いずれにしても大きな問題であるので、今後の課題としておきたい。

(七) 個人的所有権

個人的所有権は、憲法の章別編成においては、「第一章 総綱」に配置されているが、通常、公民の基本的権利の一つとして論じられる。

五四年憲法は、これについて、「国家は、公民の合法的収入、貯蓄、家屋および各種の生活手段の所有権を保護する」（二一条）、「国家は、法律にもとづいて、公民の私有財産の相続権を保護する」（二二条）と規定する。七五年憲法は「国家は、公民の労働収入、貯蓄、家屋および各種の生活手段の所有権を保護する」（九条）と規定して、五四年の憲法条文のうち第一に「合法的収入」を「労働収入」に、第二に相続権の条文の削除という二つの変更を行なったのである。これらの二つの変更について、七八年憲法は後者を復活させなかったが、前者については五四年憲法と同一にしたのであり（九条参照）、八二年憲法は相続権の条文を復活させるとともに、「国家は、公民の合法的収入、貯蓄、家屋およびその他の合法的な財産の所有権を保護する」（一三条）として五四年憲法条文を若干修正している。

相続権の復活の意味については、人心の安定、家庭の睦ましく団結する関係を擁護・強化し、公民個人およびその家庭構成員の生産・仕事の積極性を発揮させる上に大いに利点がある、と説明されている。⁽³⁷⁾

「各種の生活手段」を「その他の合法的な財産」に改めた背景には、中国社会主义經濟・所有制の發展段階との関連があるようである。具体的には、個人的所有權と民族資本家の受けとる「定息」(定額利息)との關係が問題となる。当初、五四年憲法一条の解釈において、「合法的収入」の中には、勤勞収入だけでなく資本家の法定限度内における搾取的収入(非勤勞収入)を含むものとして、「定息」を一律に保護したのである。すなわち、私有制が完全に消滅し、資本家が自分自身の力で生活できる勤勞人民に改造されるまでは、「定息」収入は「合法的収入」として、公民の生活手段所有權によって保護されるものと考えられていた。⁽³⁸⁾その後、一九六二―三年に「定息」収入は「合法的収入」であるが、個人的所有權の対象にはならないとする見解が出された。それは、「定息は資本家の搾取的収入であり、当然ながら社会主义的個人的所有權の範疇に属することはできない。しかし、当面では依然資本家の合法的収入の一つである。これは、一種の過渡的現象であり、将来、わが国民の個人的財産關係においては、この現象は存在しなくなる⁽³⁹⁾」とする見解や、「資本家の定息および単独經營勤勞者の勤勞収入のなかの生活手段に用いられる部分を、わが国民の個人的所有權の内に入れることは正しくない⁽⁴⁰⁾」とする見解に示される。個人的所有の源泉は市民の勞働にあり、個人的所有權は社会主义的生產から派生するのであって、搾取から派生するものではないとする傳統の見解によれば、「定息」を個人的所有權によって説明することには無理がある⁽⁴¹⁾。

以上のような論争とは別に、「文化大革命」のさなかにいわば「違法収入」として「定息」の支払いが打切られ、多くのブルジョア商工業者の銀行預金(ほとんどは「定息」、公債、金・銀その他の財産が差し押えられたのである)⁽⁴²⁾。七五年憲法九条の「勞働収入」はこのことと関連している。七八年憲法の「合法的収入」には、一九七九年から八〇

年にかけて補充的に支払われた「定息」が含まれる。そして、八二年憲法一三条において、「定息」の支払いの完了の事態をふまえて、「合法的収入」もしくは「その他の合法的な財産」として、具体的には(1)銀行預金、公債もしくは国庫券の利息収入、(2)国外華僑からの送金収入、(3)保険賠償金収入、(4)財産賃貸所得、(5)相続財産所得、(6)贈与所得、(7)扶養金、(8)救済金、(9)協同組合、その他の集団企業からの配当、(10)若干の生産手段などを保護の対象としている。これらの収入の多くは労働収入から派生したものであるが、そうでないものもある。⁽⁴³⁾

四、公民の基本的義務

公民の基本的義務については、党の指導の擁護義務、計画出産の義務、憲法・法律の遵守義務の三つに注目しておきたい。

(一) 党の指導の擁護義務

七五年憲法は、「公民の基本的な権利と義務は、中国共産党の指導を擁護することである」(二六条)とし、これは、人民の修正主義反対・防止、プロレタリア独裁強化の武器とされた。⁽⁴⁴⁾ 七八年憲法も同一の規定(五六条)をもち、当時出版された憲法教科書は、毛沢東の「中国共産党は全中国人民の指導的の中核である。このような中核がなければ、社会主義事業は勝利をおさめることができない」(五七年五月)とする発言を引用して、党の指導の擁護を公民の基本的義務とすることは、「全国人民の共通の願いを充分に反映する」ものと積極的に位置づけている。

八二年憲法の制定過程における議論をみると、これを批判し削除することを求める、次のような主張があった。

(1)「すべての権力は、人民に属する」というとき、この「すべての権力」の中に定期的に指導者を選択する権利が含まれる。そして、公民には、投票で選出された指導者に従う義務がある。その場合、全公民は多数票を得た者の指導に従うべきであるが、公民が誰に従うかを憲法の中に指名してはならない。⁽⁴⁶⁾

(2)党の指導の擁護は政治態度の問題であり、擁護するかどうかは人民大衆における党の威信と人民の自覚、自発的意志から出るものであり、法律規範によって強制できない。⁽⁴⁷⁾

(3)憲法は公民と国家の関係のみを規定し、公民と党の関係を規定すべきでない。党を国家機構の体系に組みこむことは、党の指導を強化するのではなく、反対に弱めてしまう。⁽⁴⁸⁾

(4)用語概念の使用において、権利と義務を混同している。憲法・法律の用語上、権利と義務は絶対的に異なる概念である。権利の主要な特徴の一つは享受してもしなくともよいのに、義務は公民が履行しなければならない責任であり、執行の拒否は違法となり、一定の法的責任を負わなければならない。従って、公民の憲法・法律に従うべき義務を、あつてもなくともよい権利とみなすことは、非論理的である。⁽⁴⁹⁾

全体的に見れば以上のような主張が支配的となり、党の指導の擁護義務は八二年憲法では削除された。この義務は、他の社会主義国憲法にはみられないものであり、党綱領(規約)と憲法の相違を考慮しないものである。そもそも人民大衆の党の指導に対する支持を獲得するには、日常の実践の中で追求するべきであつて、憲法上の義務とすることによつては達成されない。今日、八二年憲法の指導思想として、「四つの基本原則」の堅持が提起され、なかでも「党の指導」の堅持が中枢に位置づけられている状況で、党そのものの改革、党風の改善が急務となつている。

(二) 計画出産の義務

七八年憲法は、「国家は、計画出産を提唱し、これを推進する」(五三条三項)と規定していたが、これは国家の本方針を示すにとどまり公民の義務ではなかった。しかし、この憲法条文のもとに、「婚姻法」(八〇年九月)が「計画出産を実行する」(二二条)とし、「夫婦は双方とも計画出産の義務を負う」(二二条)とした。これと前後して、「上海市革命委員会の計画出産推進に関する若干の規定」(七九年八月)、「広東省計画出産条例」(八〇年二月)、「上海市計画出産推進についての若干の規定」(八一年八月)等⁽⁵⁰⁾において、各地域の実情を考慮しつつ、計画出産を「夫婦の義務」とした。こうした経緯の上に、八二年憲法は「国家は、計画出産を推進して、人口の増加を経済・社会発展計画に適応させる」(二五二条)とし、さらに「夫婦は双方とも計画出産の義務を負う」(四九条)として「婚姻法」二条を確認している。「草案」では、「総綱」にのみ規定していたが、「成案」では義務ともなったのである。この間の事情については明確にされていないが、規定上はおそらく「婚姻法」との関連が作用しているのであろう。

ところで、人口問題(八二年一〇月の統計では一〇億三一八八万余人)は、教育・文化水準、就業率、食糧供給などにかかわる、中国最大の焦眉の課題である。少しばかりの経済生産力の向上では、これらの問題を解決できない状況である。そこで、人口抑制の具体的進め方として、計画出産⁽⁵¹⁾(一人っ子政策、晩「晩婚」・稀「高年齢出産」・少「少数出産」政策)、法定結婚年齢の引上げ、婿入りの奨励などが導入され、それらを権力的行政的方法によってではなく、宣伝・教育の方法によって、人口増加の国家経済に及ぼす深刻な影響が説かれている。しかし、「多子多福」「重男軽女」の風習が根強く、「信念の危機」がいわれる現在、青年男女の社会主義建設に対する積極的参加をまち

とるとともに、婚姻の社会的意義を彼らに十分に理解させる必要があろう。

(三) 憲法・法律の遵守義務

この義務（八二年憲法五三条）はとりたてて新しいものではないが、国家による法制の統一と尊嚴の条文（五条）と合わせて考えるとき、重要な内容をもっている。つまり、「すべて国家機関、武装力、各政党、各社会团体および各企業・事業体は、憲法および法律を遵守しなければならない。……いかなる組織または個人も、憲法および法律を超越する特権をもつことはできない。」（五条）とするが、ここにいう「すべての国家機関」には最高国家権力機関（全人代）、「各政党」には執政の党である中共、「いかなる組織または個人」には中共の各級組織および最高指導者がそれぞれに含まれる。

この条文の眼目は、法制の強化を執政党との関係で明確化した点にある。つまり、執政党および党と国家の重要な権力を掌握する指導者が、重大な政策決定において、もし憲法・法律に違反すれば、国家と人民に災難をもたらす、との苦い経験に対する反省の上に立脚している。とくに、「文化大革命」期間に「人治は必要だが法治は不要」とする主張が出され、また、党の個別的指導者の意志が国家の意思にとってかわって「長官の意志」が罷り通り、人民の権利・自由が踏みじられた。このことは、当時の劉少奇国家主席をはじめとする多数の指導者が人身の安全さえも保障されず、非業の死をとげたことに象徴される。⁽⁵²⁾

新党規約（八二年九月）は、「党はかならず憲法と法律の範囲内で活動しなければならない」⁽⁵³⁾（総綱）とし、胡耀邦総書記が一二全大会において、「中央から基層にいたるまで、すべての党組織と党員の活動は国家の憲法と法律に抵

触してはならない。党は、人民の一部分である。党は人民を指導して憲法と法律を制定するが、いったん国家の権力機関によって採択されたなら、全党はそれを厳格に遵守しなければならない。」⁽⁵⁴⁾と報告している。これは、憲法五条および五三条の内容を党の側から明らかにしたものである。

五、公民の権利・義務規定の実効性

——むすびにかえて——

以上において、不十分なながら、中国公民の基本的権利・義務について、中国憲法史における若干の論点および問題状況を整理することができた。

現行の八二年憲法は、五四年憲法を模範にするとともに、七五年七八年の両憲法についてはきわめて批判的であり、それらに対する評価は次の通りである。⁽⁵⁵⁾つまり、七五年憲法は、階級闘争をカナメとする「基本路線」と「プロレタリアート独裁下の継続革命」の理論を肯定し、社会主義経済建設の推進、社会生産力の発展を第二義的地位におしやっており、七八年憲法は「四人組」問題後まもなくして制定され、歴史的条件と認識上の制約によって七五年憲法の基本的特徴が根本的に改められていない、とされる。こうした評価の上に、八二年憲法は、「公民の権利・義務」においても七五年・七八年両憲法の「左」の部分⁽⁵⁶⁾を是正し、あくまでも実事求是に中国の実情に根ざすとともに、公民の民主的権利の拡大・充実をはかろうとしている。

しかしながら、数年前からしばしば言われるように、中国の社会主義社会は、民主的伝統をもたない半封建・半植

民地の旧中国から生まれたものであり、封建的な觀念形態・倫理形態、伝統的な風習が深く根つき、社会生活のすみずみにまで浸透している。⁽⁸⁶⁾

このことを八二年憲法との関係でみると、第一に、文化・教育水準の問題がある。文盲と半文盲の人口（満一二次以上で読み書きができない、或いはほとんどできない者）は二億三五八二万人（全体の二三・五％）にのぼる。このことは、教育水準がきわめて低い状態にあることを示しており、憲法が文盲の一掃、初等義務教育の普及（一九条）をかかげなければならぬほどに深刻である。高度の「社会主義的精神文明の建設」（二四条）には、人口問題の解決をも含めて相当の条件整備が必要となる。そして権利・義務規定に実効性をもたせるための主要な鍵が、ここに伏在するといっても過言ではない。

第二に、非社会主義的思想（資本主義的、封建主義的およびその他の腐敗した思想、婚姻の自由に対する侵害、老人・婦人・児童に対する虐待）⁽⁸⁷⁾ 二四条、四九条）の克服が急務となっているが、第一の問題とも結びついて容易には解決できない。

第三に、法制觀念の希薄なことである。法制軽視・違反の原因については、従来からその歴史的・社会的根源が指摘されている。⁽⁸⁷⁾ 最近では、胡耀邦総書記が中共一二全大会（八二年九月）の「社会主義現代化建設の新たな局面を全面的にきりひらこう」と題する報告において、中共内部の問題状況に言及している。つまり、「いまの問題は、かなりの数の大衆ばかりでなく、かなりの数の党员、それも一部の責任者をふくむ党员が法秩序建設の重要性にたいする認識に欠けており、法律があるのにしたがわず、法律を執行するのに厳格でないという傾向が一部の面に依然として存

在し、すでに制定された法律があまり遵守されず、実行もされていないという点にある。⁽⁵⁸⁾そして、中共黨員の半分以上が「文化大革命」期間中に入党し、系統的な教育を受けておらず、党内には思想・組織・作風における不純の現象が存在している現状で、党風の改善、党内の法制教育、党による憲法の尊重を強力に進めなければならないであろう。このように、綱領的性格を相当に帯びざるをえない「公民の基本的権利・義務」規定が定着し実効性をもちうるには、社会主義法制の強化と社会主義民主の発揚を基本とする多方面からの努力が要求される。

注(1) 『憲法学概論』(一九八二年九月、北京大学出版社二七〇頁以下) および華東政法学院憲法教研室編制『憲法修改草案』(一九八二年) 与建国以来三部憲法的対照』(一九八二年五月) を参考にしながらも、筆者の観点から若干の修正を行なっている。

- (2) 許崇徳「修改憲法十議」『民主与法制』一九八一年第三期八頁参照。
- (3)(4) 王叔文「我国公民的基本權利和義務」『紅旗』一九八二年第一四期一八頁参照。
- (5) 劉翰・吳大英「關於“法律面前人人平等”原則討論的綜述」(中国社会科学院法学研究所資料室編『論法律面前人人平等』一九八一年八月、法律出版社、六頁以下) 参照。
- (6) 王叔文「我国公民的基本權利和義務(下)」(『中国法制報』一九八三年一月二八日)、張友漁「論公民的權利和義務不可分離」(『D1法律』一九八二年九号三二頁以下) 参照。
- (7) 野間||浅井||近田共訳『プロレタリア階級独裁のために―中国新憲法の性格と任務―』(原題は『鞏固無産階級專政的根本大法』上海人民出版社、一九七五年) 一五四頁。
- (8) 同右、一五五頁。
- (9) 法律系写作組「堅持党的基本路線鞏固無産階級專政」(『北京大学学报』一九七五年第一期四四頁) 参照。
- (10) 野間||浅井||近田共訳、前掲書二一八頁。浅井教授が当時展開された見解は次の通りである。つまり、「中華人民共和

国の七五年憲法によって、人類は、かつてのフランス人権宣言やアメリカ独立宣言にみられるような絶対主義的旧秩序の復活にたいする抵抗権や、第二次大戦後のドイツのランツの憲法に実定法化されたファシズムにたいする抵抗権のほか、新しく第三のタイプの抵抗権概念をもつことになったといえるのではあるまいか」(同頁)とするのである。

- (11) ストライキに対する毛沢東の評価は一定していない。一九五六年十一月の「中国共産党第八期中央委員会第二回総会での演説」では積極的である。つまり、「労働者のストライキを許すべきであり、大衆のデモを許すべきである。……今後、憲法を改正するときには、もう一つ、ストライキの自由もくわえて、労働者のストライキを許すべきだ、とわたしは主張する。こうすることは、国家、企業長と大衆とのあいだの矛盾の解決に有利である。」(『毛沢東選集』第五卷五〇四頁、外文出版社)これに対して、一九五七年一月の「省・市・自治区党委書記会議における講話」において述べた点は消極的である。つまり、「少数の人が騒ぎをおこすことについては、第一に、これを奨励しない、第二に、どうしても騒ぐものには騒がしておく、の二カ条である。わが国の憲法では、街頭行進と示威の自由を規定しているが、ストライキの自由は規定していない。だが、これを禁止してもおらず、したがって、ストライキは憲法違反にはならない。人がストライキをし、請願をしようとするのに、むりやり阻止するのはよくない。騒ごうとする者には騒がしておく、騒ぎたいだけ騒がしておくばよからう。一ヵ月で足りなければ、三ヵ月でもよい。要するに、騒ぎあきるまで、けりをつけないことだ。」(同上五四九頁)

- (12) 鐘岱「憲法応否保留罷工自由?」『法学雑誌』一九八一年第三期一四頁以下参照。なお、同氏は、「対我国憲法草案的幾点希望」(同誌一九八二年第二期一二頁以下)においてこの点について触れていない。その他に、羅杞明「游行、示威、罷工不能超越法律許可的範圍」(『D』法律』一九八一年第三期一二頁)参照。
- (13) 王向明「我国公民基本權利的現実性」『政治与法律』(第一輯)六二頁参照。
- (14) 胡繩「憲法改正のポイント」『北京周報』一九八二年第一八号一六頁参照。その他に柳嵐生「新憲法草案中公民基本權利和義務的特徵」『社会科学』一九八二年第六期七頁、楊海坤「為甚麼刪去罷工自由這一条文?」『民主与法制』一九八二年第六期七頁、稻子恒夫「社会主義と人間の權利」『現代人権論』四一頁以下参照。

- (15) 『毛沢東選集』第五卷七二二頁。
- (16) 陳江「取消『四大』和發揚民主」『D法律』一九八〇年第一七期二三頁以下、張友漁「憲法取消關於『四大』的規定有利於發揚社會主義民主」『D法律』一九八〇年第二〇号五一頁參照。
- (17) 『北京周報』一九七八年第一一七二〇頁。
- (18)(20) 『北京周報』一九八〇年第一七号三〇四頁參照。
- (19) 陳江、前掲參照。
- (21) 「晋察冀邊区目前施政綱領」(一九四〇年八月)、「晋冀魯豫邊区政府施政綱領」(一九四一年九月)、「淮南蘇皖邊区施政綱領」(一九四二年五月)等。『中国新民主主義革命時期根据地法制文獻選編』(第一卷)參照。
- (22) 陳雲生「公民的人格尊嚴不受侵犯」『法学研究』一九八三年第一期一五頁以下、孔令望「新憲法保障公民的人格尊嚴不受侵犯」『法学』一九八二年第二一七頁以下參照。
- (23) 船橋洋一『内部』七七頁以下參照。
- (24) 「陝甘寧邊区抗戰時期施政綱領」(一九三九年一月)、「陝甘寧邊区施政綱領」(一九四一年五月)、「淮南蘇皖邊区施政綱領」(一九四二年五月)、「東北各省市民主政府共同施政綱領」(一九四六年八月)、「内蒙古自治政府施政綱領」(一九四七年四月)、「山東省人權保障條例」(一九四〇年十一月)、「陝甘寧邊区保障人權財權條例」(一九四一年十一月)、「冀魯豫邊区保障人權利暫行條例」(一九四一年一月)、「修正淮海区人權保障條例」(年月不詳)。「中国新民主主義革命時期根据地法制文獻選編」(第一卷)參照。
- (25) 他の社会主義国の現行憲法において居住・移転の自由を規定するものに、ベトナム憲法七一条(一九八〇年)、チェコ憲法三一条(一九六〇年)、ドイツ憲法三二条(一九六八年)、ユーゴ憲法一八三条(一九七四年)がある。なお、新美治一「ソ連邦における『居住・移転の自由』について」(『社会主義法研究年報』第六号一六六頁以下)は、実証的研究として注目すべきである。
- (26) 重慶人民出版社、一九五五年、三六頁參照。

- (27) 柳嵐生、前掲同頁参照。他に王向明、前掲六一〜二頁参照。
- (28) とくに、本条例の一〇条をあげておきたい。「公民がその戸口管轄区から転出する場合、本人または戸主が転出前に戸口登記機関に転出登記を申告し、移転証明書を受領して、戸口を抹消する。公民が農村から都市に移転する場合、かならず都市労働部門の採用証明書、学校の入学証明書、または都市戸口登記機関の転入許可証明書を持参し、常住地の戸口登記機関に申請して転出手続きをとらなければならない。」(中国研究所『中華人民共和国主要法令集』第二集六四頁)なお、船橋、前掲書一七六頁以下参照。
- (29) 許崇徳、前掲一〇頁参照。
- (30) 張友漁「就憲法修改草案答新華社記者問」『人民日報』一九八二年五月一二日。これと関連して労働の権利をプログラムのなものとする見解として、稲子恒夫「中国の新憲法草案」(『中国研究』一九八二年七月号一八頁)がある。
- (31)(32) 葉劍英「憲法改正についての報告」『北京周報』一九七八年第一号一九頁。
- (33) 高橋Ⅱ浅井共訳『中華人民共和国憲法講義』一九九頁以下。なお、「中華ソビエト共和国憲法大綱」(一九三一年一月)には採用されていた。
- (34) 福島正夫「中国新憲法の制定とその意義」『中国研究月報』三六三号五頁。
- (35) 藤田勇「社会主義社会と基本的人権」『基本的人権(Ⅰ)』三四七頁以下、浅井敦「公民の基本的権利と社会主義」『現代中国法の理論』二六一頁以下参照。
- (36) 藤田Ⅱ中山Ⅱ畑中Ⅱ直川Ⅱソビエト法概論』一一七頁参照。
- (37) 王向明、前掲六〇頁参照。
- (38) 中央政法幹部学校民法教研室編著『中華人民共和国民法基本問題』一六四〜五頁、唐慧敏「關於我国過渡時期的公民合法收入」『政法研究』一九五六年第六期四四頁以下参照。
- (39) 関懐「論我国公民的個人所有權」『政法研究』一九六二年第三期一七頁以下。
- (40) 皮純協「对我國公民個人所有權問題的一些看法」『政法研究』一九六三年第一期二九頁以下。

- (41) 藤田||中山||畑中||直川、前掲書二三六頁参照。
- (42) 『北京周報』一九七九年第七号一頁以下参照。
- (43) 唐慧敏「試論我国公民的合法收入」『D4法律』一九八二年第四期四五頁以下参照。
- (44) 野間||浅井||近田共訳、前掲書一五三頁。
- (45) 中国社会科学院法学研究所国家法研究室編『中華人民共和国憲法講話』(湖北人民出版社、一九七九年)一三一頁参照。
- (46) 曹思源「關於修改憲法的十點建議」『民主与法制』一九八一年第二期八頁参照。
- (47)(48) 浦增元「修改憲法与堅持四項基本原則」『社会科学』一九八一年第三期一〇五頁以下参照。
- (49) 王德祥「略論我国一九五四年憲法的科学性」『D4法律』一九八二年第四期二八頁参照。
- (50) 中国研究所、前掲書参照。
- (51) 福島正夫「中国の人口政策と法的諸問題」『家族の法と歴史』四一二頁以下、大塚勝美「転換期の中国法制の動向と婚姻法改正について」『民商法雑誌』第八六卷第三号三六五頁以下、加藤美穂子「今日の中国における家族観の法と現実——計画出産規定を通して——」『アジア経済旬報』一二五三号一頁以下参照。
- (52) 王景栄「論加強和改善党的領導」張友漁等著『憲法論文集(統編)』(一九八二年)四四—四五頁参照。
- (53) 『北京周報』一九八二年第三八号一二頁。
- (54) 同右、一九八二年第三七号二六頁。なお、林以翠「党必須在憲法和法律的範圍内活動的幾個問題」『人民日報』一九八三年三月二八日参照。
- (55) 林良旗「四項基本原則是修改憲法的根本指導思想」『紅旗』一九八二年第一期一八頁参照。
- (56) 特約評論員「民主和法制」『人民日報』一九七九年七月一三日参照。
- (57) 高橋||浅井共訳、前掲書二二一頁以下参照。
- (58) 『北京周報』一九八二年第三七号二六頁。

〔本稿は筆者の「中国公民の権利・義務について」(『交流簡報』第三〇号、日中人文社会科学交流協会)をベースにしている〕
 (一九八三年七月一六日脱稿)